

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会
公募委員の公募及び決定に関する要領の解説【改訂版】

平成22年2月

木更津市都市部都市政策課

平成24年4月 改訂

平成25年2月 改訂

木更津市企画部企画課

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員の公募及び決定に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱（平成22年木更津市告示第22号）第11条第2項第1号の規定による、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員（以下「公募委員」という。）の公募及び決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

要領の趣旨を表しています。

【解説】

木更津市協働のまちづくり条例（平成21年木更津市条例第23号）第8条第2項の規定による、市民等の多様な意見をまちづくりに反映させるため、選考会に参加する市民の公募に関する事項について定めます。

(応募の資格)

第2 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者若しくは市内に通勤又は通学をする者であること。
- (2) 応募するときの年齢が18歳以上の者であること。
- (3) 選考の対象となる団体の構成員でないこと。

【趣旨】

公募委員に応募できる資格を規定したものです。

【解説】

公募委員は、市内に居住・通勤・通学をする者で、年齢は多様な意見を反映させるため、18歳以上としています。

また、公平な選考を行うために、選考対象となる団体の構成員ではないこととしています。

(募集の方法等)

第3 公募委員の募集は、市の広報紙及びホームページに掲載することにより行うものとする。

- 2 公募委員の募集期間は、前項による掲載の日から概ね30日間を目途に、募集の際に定める。
- 3 公募委員の定員は、5人以内とする。
- 4 公募委員に応募しようとする者は、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員応募申請書（別記様式）を、市長に提出するものとする。

【趣旨】

公募委員の募集方法について規定したものです。

【解説】

公募委員の募集は、市の広報紙及びホームページで行います。

また、応募しようとする者は、応募申請書に必要事項を記入し、募集期間内に提出します。

（公募委員の決定）

第4 市長は、前条第4項の規定による応募があったときは、男女比、年齢構成、居住地域その他必要な事項を考慮し、公募委員を決定するものとする。

【趣旨】

公募委員の決定について規定したものです。

【解説】

市長は、公募委員を決定する際には、まちづくりに多様な意見を反映させることから、応募申請書の記載内容から、性別・年齢・居住地域等が偏らないように努めます。

（結果の公表等）

第5 市長は、公募委員を決定したときは、速やかに、審査結果を応募した者に書面で通知するものとする。

2 市長は、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会の結果その他必要な事項を市のホームページに掲載するものとする。

【趣旨】

公募委員の決定の結果の通知及び公表について規定したものです。

【解説】

市長は、公募委員を決定したときは、その内容を書面で通知するとともに、選考会の結果等を市ホームページに掲載します。

(委任)

第6 この要領に定めるもののほか、公募委員の公募及び審査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

委任規定です。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

【解説】

附則では、要領の施行期日を定めています。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

【解説】

附則では、要領の施行期日を定めています。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

【解説】

附則では、要領の施行期日を定めています。

別記様式（第3条）

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員応募申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

氏 名

連絡先 () -

年度木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員として応募します。

ふりがな		性 別	
氏 名			
生年月日	年 月 日	年 齡	歳
応募動機			
主な経歴、まちづくりへの参画等			